

議員定数

1 議員定数とは

(1) 法的根拠

○地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～8 (略)

(2) 地方自治法の改正経過

- ・ 平成11年改正により、法定定数制度から法定上限制度に改正された。
- ・ 平成23年改正により、法定上限制度が廃止され、条例に完全委任された。

2 議員定数の検証

(1) 人口基準

- ・ 従来、議員定数は人口を基準（法定数・法定上限数）としていた。
- ・ 議員1人当たり、何人の人口を代表するのかを考える。

表1 改選期別の議員定数と住基人口

改選年	定数	人口
H18	22	21,060 (H18.06.30 現在)
H22	20	19,655 (H22.06.30 現在)
H26	18	18,321 (H26.06.30 現在)
H30	16	16,879 (H30.06.30 現在)
R04	15	15,196 (R04.05.31 現在)
(R06)	15	14,357 (R06.06.30 現在)

- ・ 全国町村議会議長会発行の「町村議会実態調査結果の概要」を参考とすることができる。

○第69回町村議会実態調査結果の概要

調査対象：令和5年7月1日現在の926町村議会（743町・183村）

対象期間：令和4年1月1日～同年12月31日

表2 全国の類似団体※比較

定数	10	11	12	13	14	15	16
町村数	13	9	53	14	51	8	13

※ 人口が10,000人以上15,000人未満の町村（町村数：161）

表3 県内町村比較

町村名	定数	人口	備考
小坂町	12	4,626	
上小阿仁村	8	1,981	
藤里町	10	2,857	
三種町	15	14,794	
八峰町	12	6,384	
五城目町	14	8,238	
八郎潟町	12	5,321	
井川町	12	4,339	
大潟村	12	3,007	
美郷町	16	17,991	R07.10.01から定数14
羽後町	16	13,513	R06.04.01から定数12
東成瀬村	10	2,404	

(2) 常任委員会数基準

- ・ 委員会主義を想定した場合、財政規模や行政組織等を考慮した常任委員会数に、委員会において討議できる人数を乗じて決定する。
- ・ 福島県会津若松市議会の議会制度検討委員会は、平成22年に「議員同士で十分に議論するために7人から8人必要であり、常任委員会が4つあることなどから議員定数を30人とする」と報告した。

表4 三種町議会の常任委員会の所管等

総務政策 (8人)	総務課、企画政策課、税務課、農林課、商工観光交流課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
環境厚生 (7人)	町民生活課、福祉課、健康推進課、建設課、上下水道課、琴丘支所、山本支所

3 委員の意見【令和6年9月2日時点】

- ・ 議員は地域の意見を吸い上げる役割もあるので、これ以上減らさずに、増やすことも検討すべき。
- ・ 人口減少に伴い、1,000人に1人の考え方で、改選後の定数は14人がよい。
- ・ 町民感情を考慮すると、1,000人に1人の考え方で、改選後の定数は14人がよい。
- ・ 全国的に議員のなり手不足が問題視されているので、減らす方向性は避けられない。
- ・ 町民の話を聞いても、減らすという考えが有力になろう。
- ・ 定数の下限も検討すべき。
 - 「4 議員定数の下限の考え方」参照

4 議員定数の下限の考え方

- ・ 議員定数の決定は、法定定数制度及び法定上限制度が廃止されたため、各地方公共団体の自主的な判断に委ねられている。
- ・ 埼玉県所沢市議会の議会議員定数のあり方に関する審議会は、平成25年に「当面の情勢下の政治的な判断として定数減を行う場合には（常任委員会数が4の現状では）、1委員会8人、議長を加えた33人を下限とすることが望ましい」と答申した。

5 委員の意見【令和6年11月28日時点】

- ・ 現状維持（定数15）とする。
 - 多様な意見を反映させるため
 - 女性や若者が挑戦しやすくするため
 - 当局の監視機能を維持するため
- ・ 定数13とする。
 - 1,000人に1人の考え方による
 - 県内同規模自治体（美郷町・羽後町）の動向を参考に

6 委員会案の中間集約【令和6年12月10日時点】

- ① 現状維持とする。
 - 賛成者 3人
- ② 定数13とする。
 - 賛成者 10人

7 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間 令和7年2月14日(金)～3月14日(金)

(2) 実施方法 町ホームページに掲載

- ・ 議会だより2月号(パブコメ用紙を挟む。)により事前周知を図る。
- ・ 中間集約した委員会案に対する町民の意見を募集する。
- ・ 意見募集は、議会事務局へのメール及び本庁・支所に受付箱を設置して受け付ける。
- ・ 氏名・住所が明記されたものを議会への意見として取扱う。

(3) 委員会案 改選後の議員定数は、次のとおりとする。

- ・ 定数13(2減)とする。